

ラムサール条約の概要

(正式名称)

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約

(採択等の経緯)

1971年にイラン・ラムサールにおいて同国政府主催で開催された「湿地及び水鳥の保全のための国際会議」において採択。1975年12月21日に発効。

(条約の概要)

- ・特に水鳥の生息地等として国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全及び賢明な利用（ワイズユース）を促進することを目的とし、各締約国に対してその領域内にある湿地を1ヶ所以上指定し、条約事務局に登録することを求めるとともに、湿地及びその動植物、特に水鳥の保全促進のために各締約国がとるべき措置等について規定。
- ・2018年9月現在、締約国は170ヶ国、登録湿地数は2,326ヶ所、合計面積は約249百万haに及ぶ。

(我が国の加入・湿地登録状況)

- ・我が国は1980年10月17日に加入。その際、我が国は釧路湿原をラムサール条約湿地として指定し、条約事務局に登録。
- ・現在、我が国の登録湿地数は50ヶ所、合計面積は148,002 haに及ぶ。

(湿地登録の要件)

我が国は、次の条件を満たしている湿地を登録している。

- ① 国際的に重要な湿地であること（条約で示された基準のいずれかに該当すること）
- ② 国の法律（自然公園法、鳥獣保護法など）により、将来にわたって、自然環境の保全が図られること
- ③ 地元自治体などから登録への賛意が得られること